

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（趣旨） 第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。 （旅費） 第二条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とする。 2 旅費の額は、旅行（出頭（電波法第九十二条の二の規定により求められた出頭をいう。以下同じ。）及びそのための移動をいう。以下同じ。）のため前項に規定する旅費の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した当該種目の基準額が、当該種目について現に支払った額より少ない場合は、当該種目に係る当該基準	（趣旨） 第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）。の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。 （旅費） 第二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給するものとする。 2 鉄道賃及び船賃の額は、旅行区間の路程に應ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船

額)を合計した額とする。

(旅費の基準額)

第三条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号

第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(

大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道、外国(本

邦(本州、北海道、四国、九州及び総務省令で定めるその附属の島

の存する領域をいう。次項及び第四項において同じ。)以外の領域

舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものにつ
いては中級以下で総務大臣が相当と認める等級の、運賃の等級を二
階級に区分するものについては総務大臣が相当と認める等級の運賃
(、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片
道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車を運
行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のもの
は普通急行料金)並びに総務大臣が支給を相当と認める特別車両料
金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普
通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル
以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区
間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)による。

3 路程賃の額は、一キロメートルごとに三十七円とする。ただし、
一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

4 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅
行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわ
らず、路程賃の額は、実費額による。

5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(日当)

第三条 日当の額は、一日当たり八千二百円以内において、総務大臣
が定める。

（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）におけるこれらに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（本邦と外国との間における移動を含む。第四項及び第六項において同じ。）の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は

、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

4 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

5 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

6 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における

移動の場合であつて、著しく長時間にわたる移動として総務省令で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額」とする。

7 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

8 四 前三号に掲げる費用に付随する費用
旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によつて計算する。ただし、出頭のため必要がある場合又

は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(日当)

第四条 日当は、旅行に必要な日数（出頭が移動を伴わない場合にあつては、出頭に必要な日数）に応じて支給し、その額は、一日当たり八千四百五十円以内において総務大臣が相当と認める額とする。

(宿泊料)

第五条 宿泊料は、宿泊に要する費用とし、その額は、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額（総務省令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額（以下この条及び次条第一項において「宿泊料基準額」という。）が、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額より少ない場合は、宿泊料基準額）とする。

2 宿泊料基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によつて計算する。ただし、出頭のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費及び宿泊料の額の特例)

第六条 第二条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額は、参考人が現に支払った額（当該移動に係

(宿泊料)

第四条 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、同表に定める乙地方である場合においては七千八百円以内において総務大臣が定める。

(新設)

(新設)

る第三条の規定による旅費の基準額及び当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額が、参考人が現に支払った額より少ない場合は、当該合計額）とする。	
2 第二条第二項、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、参考人が総務省令で定めるやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときの旅費及び宿泊料の額は、当該旅行のため既に支出した額のうち当該参考人の損失となる額又は支出を要する額で総務省令で定めるものとする。	
（総務省令への委任）	
第七条 この政令に定めるもののほか、参考人の受ける旅費の種目及び基準額に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、総務省令で定める。	
	（新設）